

入札案内書

第1回 立木資格付一般競争入札

【入札日時】 令和2年 5月21日(木)
13時15分～13時30分
即時開札

【入札場所】 三八上北森林管理署 入札場

【入札口数】 第1～7号 7口

【物件所在地】 田子町
南来満山国有林523か2林小班 外

【現地案内】 令和2年 5月13日(水)
午前9時30分までに
【道の駅なんごう 駐車場】
に集合して下さい。(小雨決行)

三八上北森林管理署

〒 034-0082
住所 青森県十和田市西二番町1番27号
TEL 0176-23-3551
FAX 0176-24-2020

令和2年度 立木公売物件現地案内

売払番号	案内年月日	集合時間	集合場所	案内者
第4号	令和2年5月13日(水)	午前9時30分	道の駅なんごう 駐車場	首席森林官(猿辺・戸来担当区) 及び 業務グループ(経営担当) ほか
第1～3号	令和2年5月13日(水)	午後1時00分	田子町 ガーリックセンター	地域統括森林官(田子担当区) 及び 業務グループ(経営担当) ほか
第5～7号	本物件については、現地案内をいたしません。要望がある方については個別に対応いたします。			

【お願い】

5月期の現地案内については、売払物件が分散していることから、移動が広範囲になりますので、午前中の案内(4号物件)終了し次第昼食とし、午後の案内(1～3号物件)を希望する方は、上記の時間、場所に集合願います。

立木公売の公告

(第 1 回)

【資格付き一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時

- (1) 入札受付 令和 2 年 5 月 21 日 (木) 13 時 15 分～13 時 30 分
- (2) 開札 即時開札

2. 入札及び開札の場所 三八上北森林管理署 入札場

3. 現地案内

- (1) 日時 令和 2 年 5 月 13 日 (水) 午前 9 時 30 分 (小雨決行)
- (2) 集合場所 道の駅なんごう 駐車場

4. 売払物件

- (1) 売払番号、物件所在地、樹種、物件の特徴、搬出期間は、別紙売払物件一覧表及び公売物件明細書、物件案内図、実測位置図のとおりです。
- (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
- (3) 引渡期間は、代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して 15 日以内とします。

5. 郵便入札

- (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には一般競争参加資格決定通知書の写し又は、最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、郵便書留により入札前日 (令和 2 年 5 月 20 日) の 16 時 00 分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
- (2) 送付先は次のとおり
 - 郵便番号 034-0082
 - 住所 青森県十和田市西二番町 1 番 27 号
 - 宛名 三八上北森林管理署長
 - 第 1 回立木公売入札書在中 (朱書きで記載)
- (3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

6. 契約の締結期限 令和 2 年 5 月 28 日までとします。

7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して、20 日以内とします。

8. 代金の延納

- (1) 国の分収金に相当する金額（官収分）についてのみ認めます。分収林の分収対象者へ納付する分収代金（民収分）は現納のみとし、延納は認めません。
- (2) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
- (3) 延納利息は、法令の定めにより 0.69%とします。
- (4) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して 20 日以内とします。

9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは別紙特約条項のとおり。
- (2) 個別物件に該当するものは公売物件明細書のとおり。
- (3) 売払い箇所は分収造林契約の候補地であり、落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件（分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等）を満たせば、分収造林契約を締結することが可能です。詳細については、三八上北森林管理署経営担当又は管理担当にお問い合わせ下さい。
なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。

10. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問い合わせ願います。

青森県十和田市西二番町 1 番 27 号

三八上北森林管理署 総務グループ 経理担当

問い合わせ先 TEL 0176-23-3551

FAX 0176-24-2020

令和 2 年 4 月 28 日

分任契約担当官

三八上北森林管理署長 仙北谷 彰

別 紙

1 延納を認める対象と期限

延 納 を 認 め る 対 象	延 納 期 限
ア. 立木を売り払う場合で、1 件の売払代金が150万円以上となる時。	6 箇月以内。ただし、国有林野の立木については、1 件の売払数量が1 千立方メートル以上の場合において、都府県の地域（以下「都府県」という。）で売り払うときは10箇月以内、北海道の地域（以下「北海道」という。）で売り払うときは12箇月以内。
イ. 素材を売り払う場合で、1 件の売払代金が60万円以上となる時。	6 箇月以内。ただし、北海道で売り払うときは8 箇月以内。
ウ. 災害救助のため、立木又は素材を売り払う時。	6 箇月以内。ただし、地方公共団体の場合は1 年以内。

入札条件

1. 競争入札の資格

森林管理局長から、競争参加資格決定通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2. 資格認定

(1) 入札参加者は、競争参加資格決定通知書あるいは、最寄りの森林管理署長等発行の入札参加資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けて下さい。

(2) 入札者が、代理人による場合は委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。

また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

3. 暴力団排除に関する誓約事項

(1) 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

(2) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

4. 公売物件の熟覧等

別紙の、公売物件明細書のとおりですので、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程（以下「売払規程」という）を遵守して入札して下さい。

5. 入札の方法

(1) 入札は売払番号毎に総額入札で行います。

(2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札書の確認を終え、入札箱に入れて下さい。

(3) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。

(4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自分の入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

6. 落札の決定

(1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。

- (2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

7. 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を結ばないときは入札金額(入札書に記載された 100 分の 110 に相当する金額)の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を森林管理署長が指定する日まで納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

8. 契約保証金

免除します。

ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消、又は入札参加資格決定通知書を交付しないことがあります。

9. 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 自筆署名（本人が署名したものは押印がなくてもよい）、又は記名（本人が自筆署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの）押印いずれも無いもの。
- (5) 単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名押印のいずれか無いもの。
- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 郵便入札の場合にあつては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到着しなかったとき。
- (9) 同一事項の入札について、同一人が 2 通以上なした入札、又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
- (10) その他入札条件に違反した入札書。（入札公告や入札説明書に記載された条件。）

10. 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立

します。

11. 契約書案

契約書案は、当森林管理署に備えておりますから閲覧下さい。

12. 入札書用紙

入札書の用紙は、最寄りの森林管理署又は、当日入札場の受付から受け取って下さい。

13. 入札額

入札は、当該物件の消費税を除いた金額で行って下さい。

14. 入札に際し、誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気づき開札以前に訂正、又は取消の申し出があっても、当該入札書は前項によって消費税を除いた金額を記入したものと見なし、有効として処理し、訂正、取消等は認めません。

15. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税 10%を加算した金額となります。この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

16. 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された総契約額が対象となります。

17. 本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当って森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である」と記載されますので、この記載内容をもって木質バイオマス証明に代えることとします。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1 及び2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を破ることとなっても、意義は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、林産物買受申込書の提出をもって誓約します。

特約条項

1. 乙は、伐採した立木の残材及び末木枝条等を沢縁に放置しないものとする。
2. 乙は、沢及び沢縁を集材する必要がある場合は、河川を汚濁して下流の民地に被害を与えないよう防止措置を講ずるものとする。
3. 乙は、林道上でのトラクタ又は畜力による集材は行わないものとする。
4. 乙は、降雨又は降雪時等の運材に当たっては、林道の破損防止及び車両運行安全確保のため、甲の指示に従うものとする。
5. 乙は、土場敷並びに林道沿線に、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に跡地を整理し、搬出路の水切りを実施するものとする。
6. 乙は、売払物件の内容及び表示方法について、伐採搬出に従事する者に対し、誤りの生じないよう周知徹底させるものとする。
7. 乙が作成する搬出路、又は土場敷等で生じた切取土石等は、崩落及び流出しないよう必要な措置を講ずるものとする。また、その使用を完了したときに、甲が原状に回復する必要があると認めた場合、乙は原状回復に努めるものとする。
8. 売払物件の引渡しは、代金の全部（売払規程 第 27 条第 2 項の規定による違約金を徴収する場合に当たっては、代金の全部及び当該違約金）の納入があった日、又は代金延納担保の提供（売払規程第 29 条 第 2 項の規定による違約金を徴収する場合にあっては、代金延納担保の提供及び違約金の納入）があった日（代金延納担保の提供を免除する旨の特約があった場合には、契約締結の日）から 15 日以内に買受人の立合の上行うものとする。
9. 物件の搬出期間は引渡しを終わった日から起算して、それぞれ別紙公売物件明細書に定める搬出期間とする。なお、乙がやむを得ない事由により、その搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、甲は、その事由を審査して、更にその必要と認める期間搬出の延期を承認することができる。またこの場合、乙は、延期承認前に延期料として 1 日につき売払代金の 1000 分の 1 に相当する金額を納付しなければならない。但し、延期期間は、延期が数回にわたる場合でも、1 箇年を超えることはできない。
10. この物件は、会計法第 29 条の 3 第 1 項を適用して売払いしたものであるから、立木の

まま担保に供し、又は他人に譲渡してはならない。伐採搬出に当たっては、技術者が現地に赴いて指導・監督を厳にし、保残木を損傷するおそれのある場合は、あて木等をして保残木に損傷を与えないようにすること。

11. 契約を解除した場合において徴収する違約金は、契約金額に伐倒未済木に係わる伐倒経費を加えた額の 100 分の 10 に相当する金額とする。

12. 搬出支障木等が発生する場合は、必ず森林官等に連絡をし、収穫調査及び売払い手続き、保安林等法令制限林にあたっては各種手続き終了後に事業実行すること。

なお、搬出支障木の発生は最小限に抑えること。

13. 乙は、甲の指示により、売買契約物件の搬出期間内に全ての対象木の伐倒作業を行わなければならない。

なお、やむをえず対象木の一部を放棄する場合は、甲と協議すること。

14. 乙は、全ての対象木の伐倒及び売買物件の搬出が完了したときは、遅滞なくその旨を甲に書面で届出なくてはならない。

15. 無断で販売対象林分以外の林産物を伐採、搬出し国に損失を与えた場合には、国は実損額の 3 倍に相当する金額の損害賠償を請求する。また、競争参加資格停止措置を講ずる。

16. 搬出等に当たっては、車両の積載量を越えてはならない。

17. 乙は、別紙図面に図示した経路により搬出するものとする。なお、乙は搬出経路等を変更する場合は予め森林管理署長の承認を受けなければならない。

18. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示に従うものとする。

19. 労働安全の確保に関する事項

林業における労働災害防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。

また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。

令和 2 年度

売 払 物 件 一 覧 表

施行月日 令和2年5月21日(木)

施行場所 三八上北森林管理署

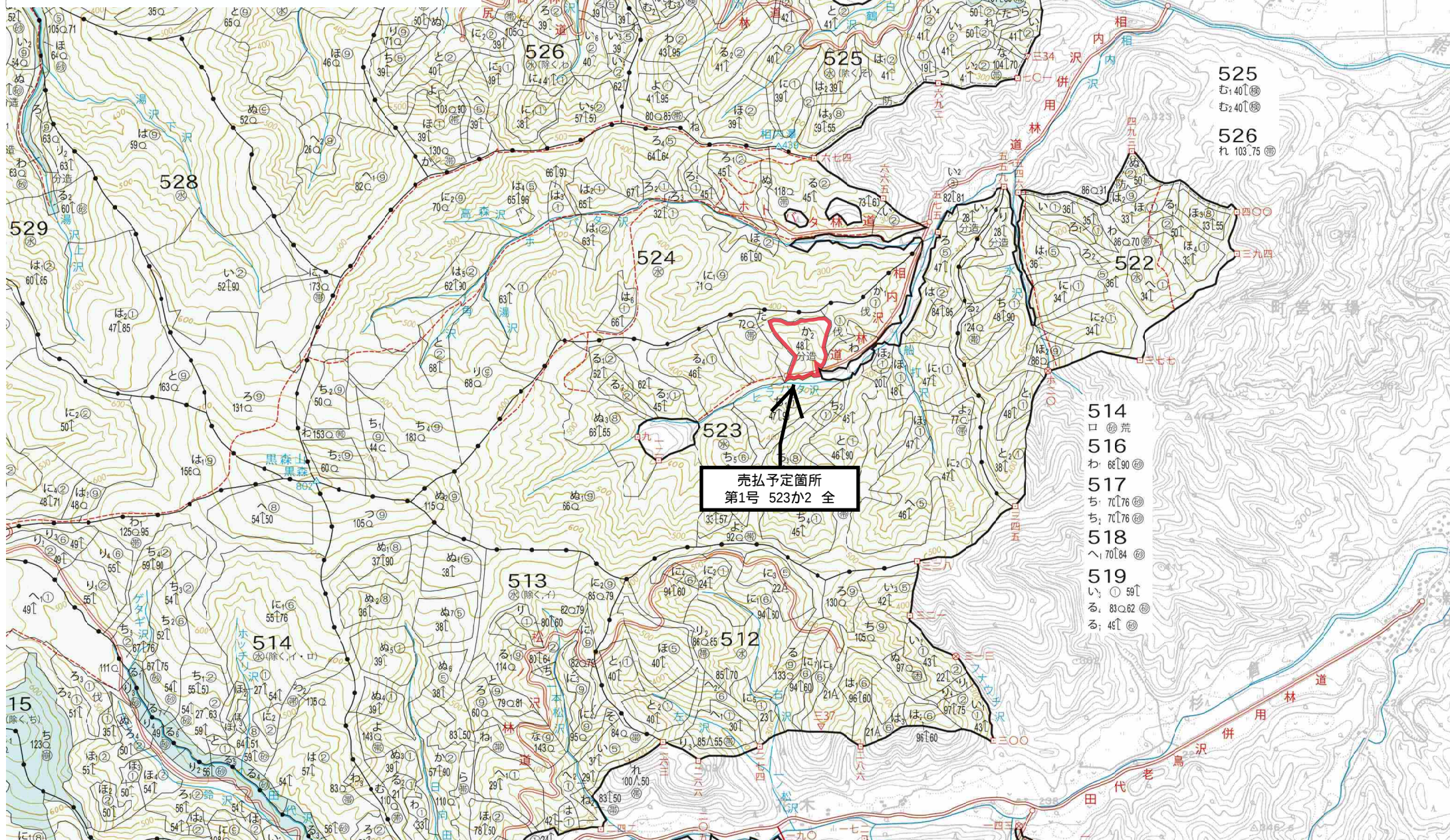
売払 番号	物件所在地	樹 種	林 齢	伐採 方法	面 積	本 数	幹材積	単材積	物件の特徴等	搬出期間	入札結果			
											応札 枚数	住所氏名		落否
												2 番札 (金額)	1 番札 (金額)	
1	田子町 南来満山国有林 523か2	スギ・他広	50	皆伐	4.18	5,980	2,233.98	0.37	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
2	田子町 南来満山国有林 529り1	スギ・他広	65	皆伐	6.80	4,979	3,573.75	0.72	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	田子町 南来満山国有林 529り2	カラ・他広	65	皆伐	3.09	3,857	914.52	0.24	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	田子町 南来満山国有林 529ぬ	スギ・他広	65	皆伐	1.44	732	753.76	1.03	分収造林 水源涵養保安林 砂防指定地	36ヶ月				
3	田子町 南来満山国有林 531に5	スギ・カラ ・他広	57	皆伐	18.89	16,086	6,990.00	0.43	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
4	八戸市 南郷島守官行造林 2に	スギ・他広	63	皆伐	8.00	5,174	6,603.06	1.28	官行造林	36ヶ月				
	八戸市 南郷島守官行造林 2ほ	スギ・カラ ・他広	63	皆伐	13.38	7,651	4,578.08	0.60	官行造林	36ヶ月				
	八戸市 南郷島守官行造林 2へ	カラ・他広	63	皆伐	0.18	132	73.18	0.55	官行造林	36ヶ月				
5	田子町 遠瀬深山国有林 502る1	スギ・カラ ・他広	65	皆伐	9.34	9,551	2,617.69	0.27	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
6	七戸町 東天間館国有林 1407ほ1	スギ・ヒバ アカ・他広	47	皆伐	9.39	15,201	3,561.94	0.23	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	七戸町 東天間館国有林 1407ほ2	スギ・ヒバ アカ・他広	47	皆伐	10.45	18,074	4,129.08	0.23	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
7	七戸町 七戸深山国有林 1506か1	スギ・アカ ・他広	48	皆伐	14.89	19,161	6,215.68	0.32	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	七戸町 七戸深山国有林 1506か2	スギ・アカ ・他広	48	皆伐	2.47	3,294	916.38	0.28	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	七戸町 七戸深山国有林 1506か3	スギ	48	皆伐	0.13	150	33.97	0.23	分収造林 水源涵養保安林 砂防指定地	36ヶ月				
計					102.63	110,022	43,195.07							

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南来満山国有林	1. 本物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 3. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。 4. 本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。 また、民有地に損害を与えてはならない。 5. 本売払い物件及び搬出予定地等は、分収林に接しているため、事業実行の際には隣接する分収林に損害を与えてはならない。 6. 本売払い物件は、クマタカの生息が確認された箇所から2km以内のエリアに該当するため、営巣期は伐採等の作業が禁じられています。 よって、伐採・搬出作業が可能な期間は、8月～12月に限定されることを予めご承知おき下さい。 伐採作業等で入林する場合は、森林官等の指示に従うものとします。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木法		スギ	生立木	一般材		1,107	1,164	589	76	4		2,940	1,726.83	26	20
伐採方法	皆伐		アカマツ	生立木	一般材		223	201	29	2			455	169.95	22	17
面積 (ha)	4.18		スギ	生立木	低質材	379							379	10.98	8	9
林齢 (年)	50		アカマツNA	生立木	低質材	5	157	24	2				188	33.23	16	14
搬出期間 (ヶ月)	36		N計			384	1,487	1,389	620	78	4		3,962	1,940.99		
契約関係	分収造林		クリ	生立木	一般材			13	11				24	15.42	30	19
民収分納入方法	振り込み		ミズナラ	生立木	一般材			7	1				8	4.13	26	19
			コナラ	生立木	一般材			3	1				4	2.36	30	18
法令制限、その他留意事項			サワグルミ	生立木	一般材				1				1	0.77	32	22
保安林	水源涵養		オニグルミ	生立木	一般材			1	3	1			5	3.89	34	20
自然公園	—		ドロノキ	生立木	一般材			1					1	0.29	22	17
砂防指定	—		ケヤキ	生立木	一般材			2	1				3	1.63	28	18
車両制限	—		カツラ	生立木	一般材					1			1	1.20	44	19
民地借用	—		ホオノキ	生立木	一般材			7	3				10	5.02	26	19
延納	官収分のみ可		サクラ	生立木	一般材			4					4	1.73	26	18
			カエデ	生立木	一般材			2					2	0.76	24	18
			トチノキ	生立木	一般材			1					1	0.55	30	18
			他L	生立木	低質材	483	1,188	278	5				1,954	255.24	14	12
		L計			483	1,188	319	26	2			2,018	292.99			
		N・L計			867	2,675	1,708	646	80	4		5,980	2,233.98			

三八上北森林管理署
令和2年度 立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）

第1号 田子町
南来満山国有林 523か2 全



三八上北森林管理署

令和2年度 立木資格付一般競争入札

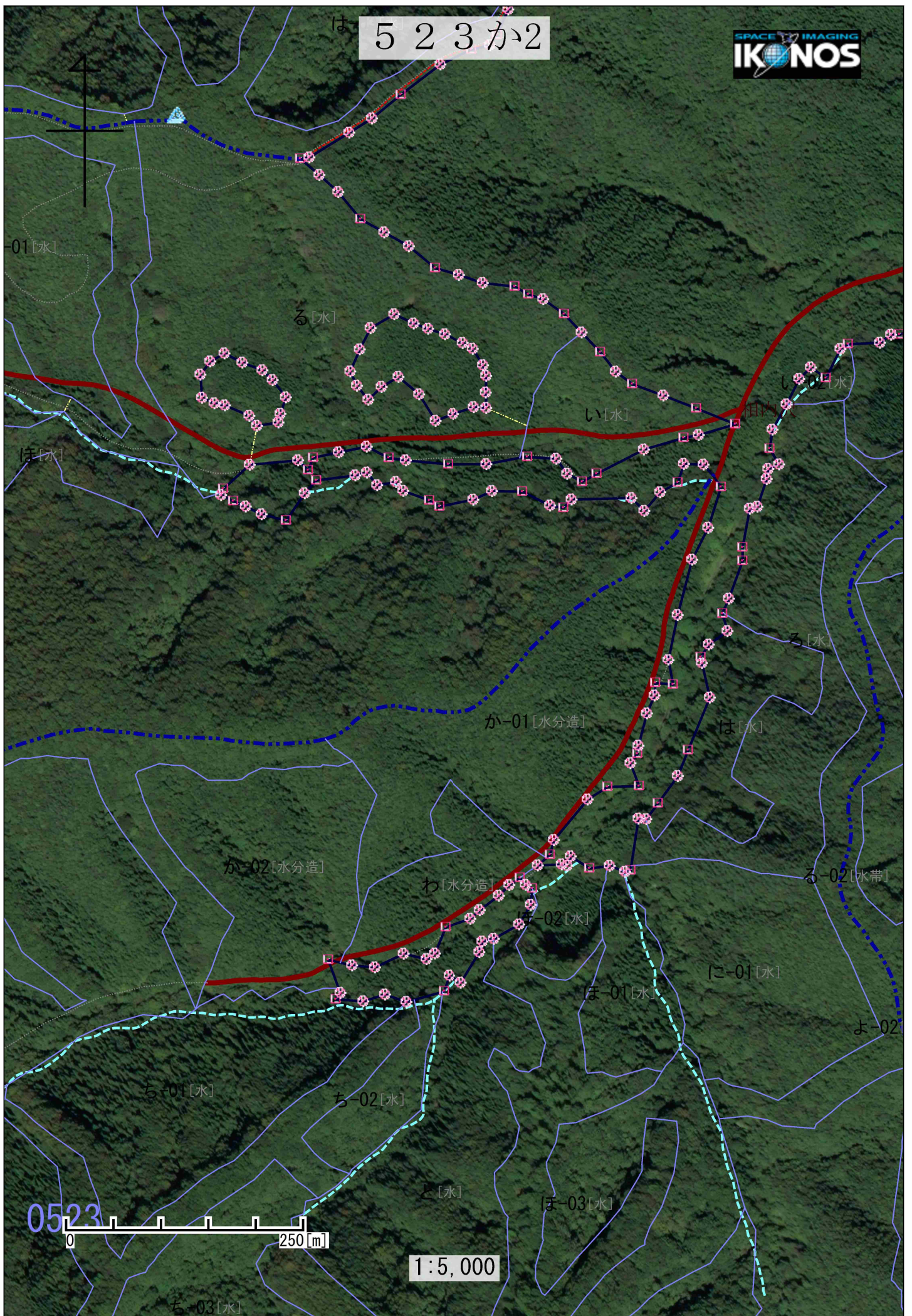
売払予定箇所 実測位置図

南来満山国有林 523か2林小班 全 4.18ha

売払予定箇所
第1号 523か2 全

凡例	
売払い区域	
搬出路（新設）	
搬出路（既設）	
林道等	
土場	
収穫除外地	
周測番号	①, ①

は 5 2 3 か2



0523



1:5,000

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		2（合算）	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南来満山国有林	529㊦1林小班外	1. 本物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下						12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 （本）	材積 （m3）	径級 （cm）	樹高 （m）	
調査方法	直径毎木法		2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。	スギ	生立木	一般材		378	846	1,191	579	77	3	3,074	3,491.72		
面積（h a）	11.33			カラマツ	生立木	一般材		764	1,224	167	8			2,163	892.47		
林齢（年）	65		3. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。	スギ	生立木	低質材	129	4	1					134	5.18		
搬出期間（ヶ月）	36			カラマツNA	生立木	低質材	2	205	28					235	43.74		
契約関係	分収造林		4. 本物件は、砂防指定地を含むため事前に所定の手続きが必要となります。	N計			131	1,351	2,099	1,358	587	77	3	5,606	4,433.11		
民収分納入方法	振り込み			ブナ	生立木	一般材			26	16	4			46	32.82		
			5. 本売払い物件の伐採搬出にあたり沢を渡る場合に、河川の水質を汚濁しないよう防止措置を講ずること。	ミズナラ	生立木	一般材			11	5				16	8.87		
法令制限、その他留意事項				サワグルミ	生立木	一般材			3	20	19	2		44	68.49		
保安林	水源涵養			オニグルミ	生立木	一般材				5	1			6	5.86		
自然公園	－			ウダイカンバ	生立木	一般材			6	16	2			24	20.33		
砂防指定	○			カツラ	生立木	一般材			1					1	0.68		
車両制限	－			ホオノキ	生立木	一般材			19	31	4			54	42.55		
民地借用	－			キハダ	生立木	一般材				1				1	0.62		
延納	官収分のみ可			イタヤカエデ	生立木	一般材			4	1				5	2.55		
				トチノキ	生立木	一般材			1	2	1		1	5	9.25		
				シナノキ	生立木	一般材			9	7	1			17	10.94		
				センノキ	生立木	一般材			2	3	1			6	5.91		
				他L	生立木	一般材			1					1	0.57		
				他L	生立木	低質材	1,354	1,655	570	125	27	3	2	3,736	599.48		
				L計			1,354	1,655	653	232	60	5	3	3,962	808.92		
			N・L計				1,485	3,006	2,752	1,590	647	82	6	9,568	5,242.03		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	2-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南来満山国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木法		スギ	生立木	一般材		364	754	973	461	56	2	2,610	2,862.53	32	24
伐採方法	皆伐		カラマツ	生立木	一般材		26	88	65	8			187	132.09	28	21
面積（h a）	6.80		スギ	生立木	低質材	127	2	1					130	5.03	8	10
林齢（年）	65		カラマツNA	生立木	低質材		21	11					32	10.00	20	18
搬出期間（ヶ月）	36		N計			127	413	854	1,038	469	56	2	2,959	3,009.65		
契約関係	分収造林		ブナ	生立木	一般材			8	11	4			23	22.15	34	23
民収分納入方法	振り込み		ミズナラ	生立木	一般材			9	4				13	7.12	28	20
			サワグルミ	生立木	一般材			2	9	6	1		18	22.20	38	23
法令制限、その他留意事項			オニグルミ	生立木	一般材				5	1			6	5.86	38	20
保安林	水源涵養		ウダイカンバ	生立木	一般材			4	16	2			22	19.37	34	20
自然公園	－		カツラ	生立木	一般材				1				1	0.68	30	22
砂防指定	－		ホオノキ	生立木	一般材			19	31	4			54	42.55	32	21
車両制限	－		キハダ	生立木	一般材				1				1	0.62	32	18
民地借用	－		イタヤカエデ	生立木	一般材			4	1				5	2.55	26	20
延納	官収分のみ可		トチノキ	生立木	一般材			1	2	1		1	5	9.25	52	20
			シナノキ	生立木	一般材			9	5				14	8.25	28	20
			センノキ	生立木	一般材			1	3	1			5	5.33	36	23
			他L	生立木	一般材			1					1	0.57	28	21
		他L	生立木	低質材	473	804	463	92	16	3	1	1,852	417.60	18	13	
		L計			473	804	521	181	35	4	2	2,020	564.10			
		N・L計			600	1,217	1,375	1,219	504	60	4	4,979	3,573.75			

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	2-2	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南来満山国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木法															
伐採方法	皆伐		カラマツ	生立木	一般材		738	1,136	102				1,976	760.38	22	18
面積（h a）	3.09		カラマツNA	生立木	低質材	2	184	17					203	33.74	16	15
林齢（年）	65															
搬出期間（ヶ月）	36															
契約関係	分収造林		N計			2	922	1,153	102				2,179	794.12		
民収分納入方法	振り込み		ブナ	生立木	一般材			14	2				16	6.92	26	17
			ミズナラ	生立木	一般材			2	1				3	1.75	32	16
法令制限、その他留意事項			ウダイカンバ	生立木	一般材			2					2	0.96	28	18
保安林	水源涵養		シナノキ	生立木	一般材				1				1	0.70	34	18
自然公園	－		センノキ	生立木	一般材			1					1	0.58	30	19
砂防指定	－		他L	生立木	低質材	817	774	60	4				1,655	109.49	12	9

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

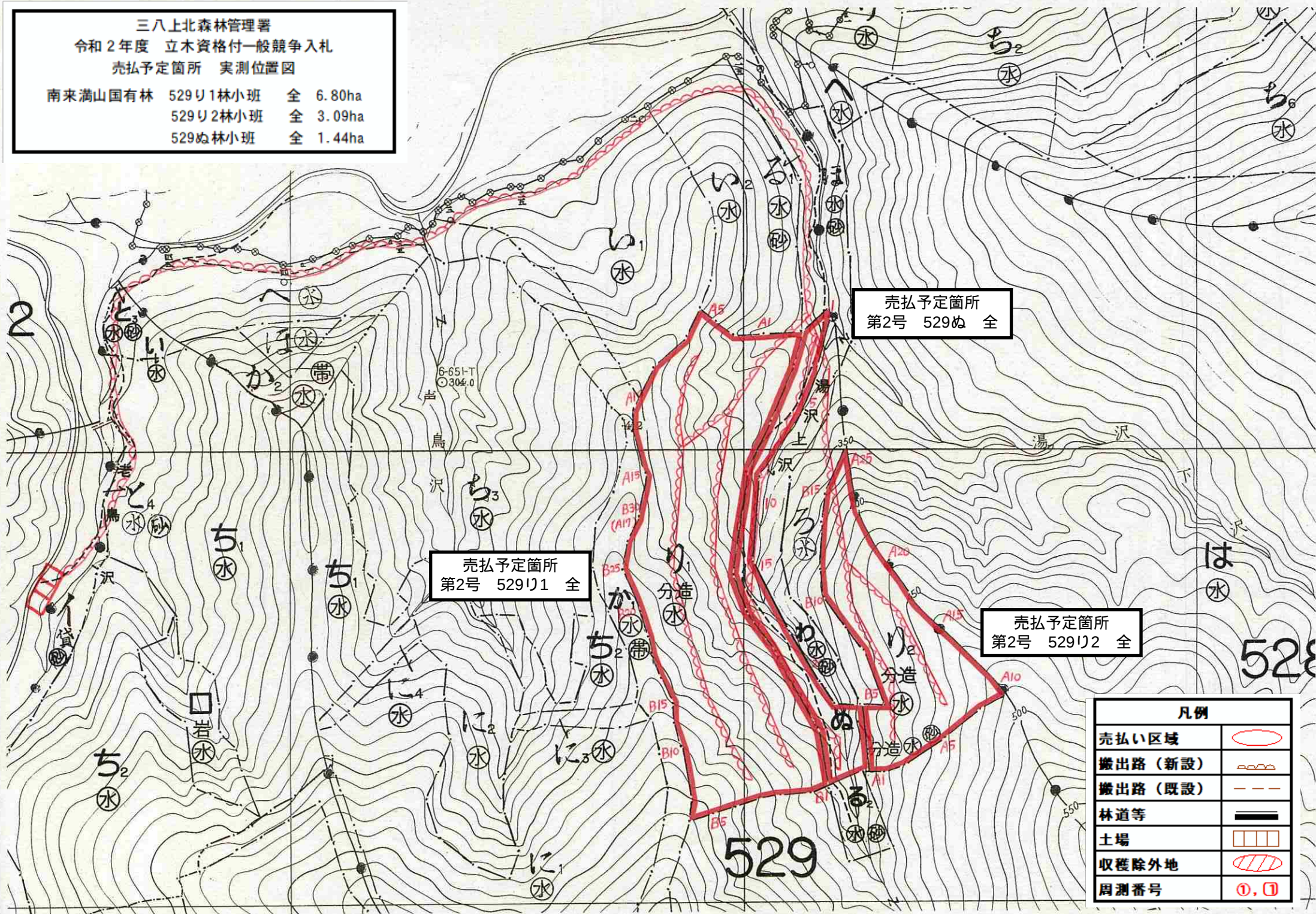
物件番号	2-3	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南来満山国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木法		スギ	生立木	一般材		14	92	218	118	21	1	464	629.19	36	25
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	2	2						4	0.15	12	5
面積（h a）	1.44															
林齢（年）	65															
搬出期間（ヶ月）	36															
契約関係	分収造林		N計			2	16	92	218	118	21	1	468	629.34		
民収分納入方法	振り込み		ブナ	生立木	一般材			4	3				7	3.75	30	17
			サワグルミ	生立木	一般材			1	11	13	1		26	46.29	42	29
法令制限、その他留意事項			シナノキ	生立木	一般材				1	1		2	1.99	38	19	
保安林	水源涵養		他L	生立木	低質材	64	77	47	29	11		1	229	72.39	22	12
自然公園	－															
砂防指定	○															
車両制限	－															
民地借用	－															
延納	官収分のみ可															

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		3		特記事項		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南来満山国有林 531に5林小班		1. 本物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 3. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。 4. 本売払い物件及び搬出予定地等は、分収林に接しているため、事業実行の際には隣接する分収林に損害を与えてはならない。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数							計		平均			
	10cm 以下	12cm ～20					22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)				
調査方法	直径毎木法			スギ	生立木	一般材		1,266	2,749	1,790	189	1		5,995	3,637.95	28	18		
伐採方法	皆伐			カラマツ	生立木	一般材		510	2,276	930	26			3,742	2,342.56	26	21		
面積（ha）	18.89			アカマツ	生立木	一般材		9	44	11				64	35.13	26	19		
林齢（年）	57			スギ	生立木	低質材	196	11	1					208	7.32	10	7		
搬出期間（ヶ月）	36			カラマツNA	生立木	低質材	5	164	80	6				255	70.82	20	16		
契約関係	分収造林			アカマツNA	生立木	低質材		30	17	3				50	14.10	20	16		
民収分納入方法	振り込み			N計			201	1,990	5,167	2,740	215	1		10,314	6,107.88				
				ブナ	生立木	一般材			11	19	5	1		36	26.13	34	18		
法令制限、その他留意事項				ミズナラ	生立木	一般材			8	5				13	5.98	28	17		
保安林	水源涵養			サワグルミ	生立木	一般材			7	42	14			63	72.40	36	24		
自然公園	－			ウダイカンバ	生立木	一般材			151	34				185	82.65	26	17		
砂防指定	－			ドロノキ	生立木	一般材			1	3				4	2.16	32	15		
車両制限	－			カツラ	生立木	一般材				2				2	1.52	34	19		
民地借用	－			ホオノキ	生立木	一般材			7	2				9	4.47	28	18		
延納	官収分のみ可			サクラ	生立木	一般材			2	1				3	1.42	28	17		
				イタヤカエデ	生立木	一般材			3	2				5	2.77	30	17		
				トチノキ	生立木	一般材			3	1				4	1.86	30	15		
				シナノキ	生立木	一般材			12	12				24	12.55	30	17		
				センノキ	生立木	一般材				5				5	3.80	34	18		
				他L	生立木	一般材			3	7	2			12	8.57	32	18		
				他L	生立木	低質材	1,608	3,014	754	28	3			5,407	655.84	14	11		
				L計			1,608	3,014	962	163	24	1		5,772	882.12				
				N・L計			1,809	5,004	6,129	2,903	239	2		16,086	6,990.00				

三八上北森林管理署
令和2年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図

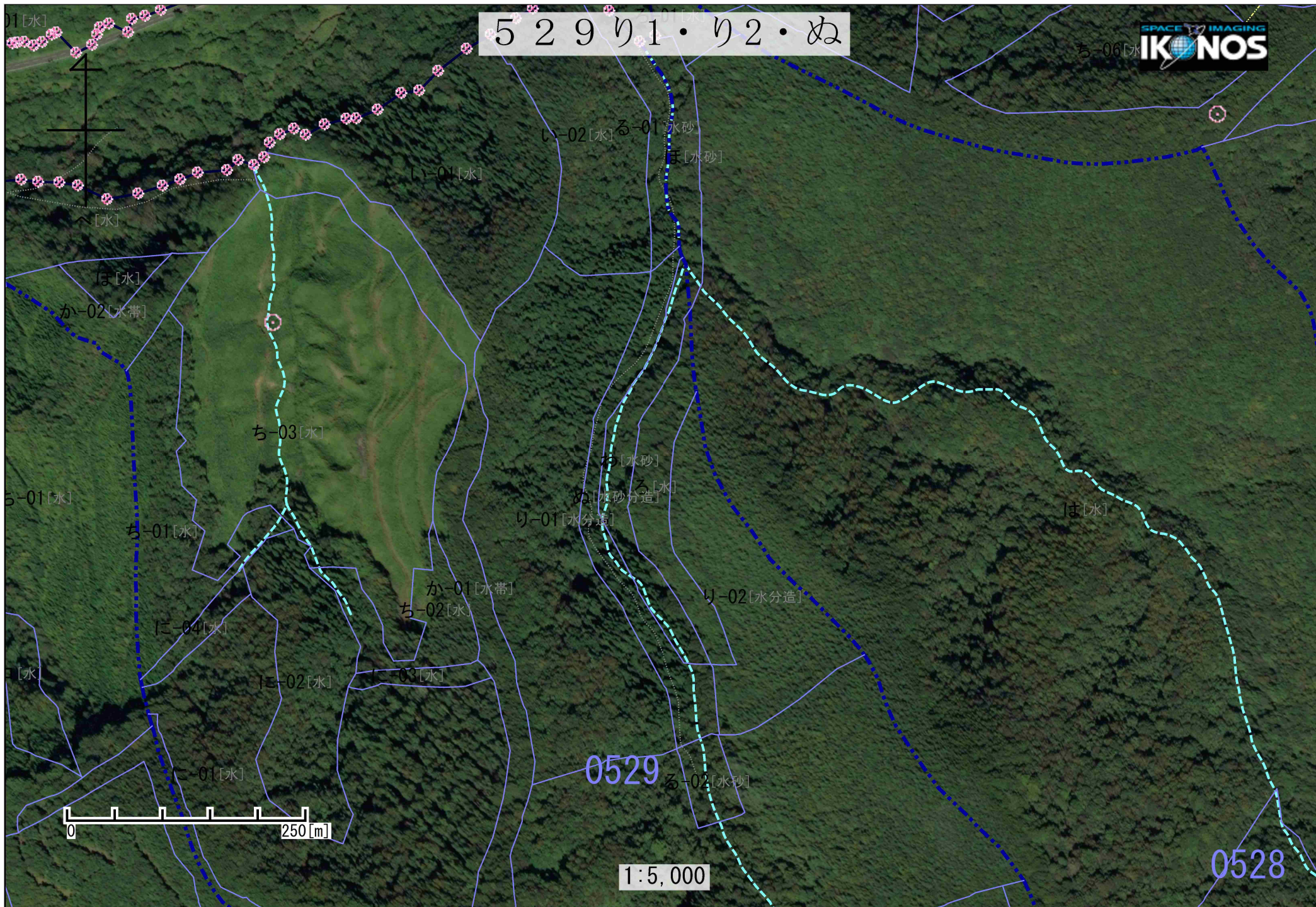
南来満山国有林 529ㄱ1林小班 全 6.80ha
529ㄱ2林小班 全 3.09ha
529ㄴ林小班 全 1.44ha



5 2 9 り 1 ・ り 2 ・ ん



ち-06[水]



0529

1:5,000

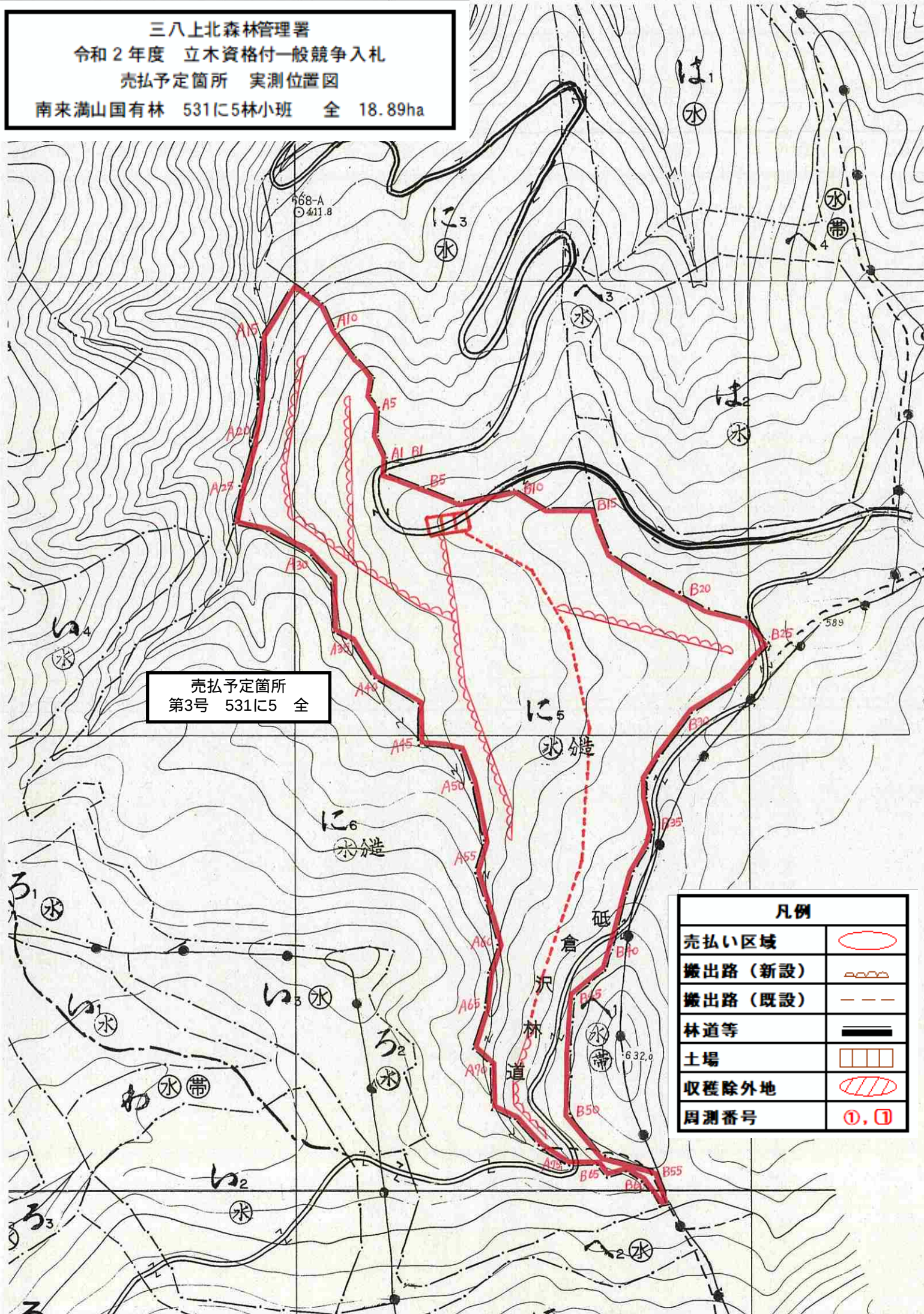
0528

三八上北森林管理署
令和2年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図

南来満山国有林 531に5林小班 全 18.89ha

売払予定箇所
第3号 531に5 全

凡例	
売払い区域	
搬出路（新設）	
搬出路（既設）	
林道等	
土場	
収穫除外地	
周測番号	



5 3 1 に5



0531

に-03[水]

へ-03[水]

へ-04[水帯]

は-02[水]

磯倉沢

に-05[水分造]

磯倉沢

と-02[水]

と-01[水]

る[水]

へ-01[水帯]

に-06[水分造]

い-03[水]

ろ-02[水]

わ[水帯]

へ-02[水]

磯倉沢

磯倉沢

ち[崩]



0 1:5,000

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	4(合算)	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南郷島守官行造林	1. 本売払い物件は、公有林野官行造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	2に林小班外					10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地調査		スギ	生立木	一般材		19	745	2,401	1,515	177	39	4,896	7,092.30		
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	19							19	0.57		
面積（h a）	21.56		カラマツ	生立木	一般材		184	916	918	308			2,326	2,000.56		
林齢（年）	63		アカマツ	生立木	一般材		39	319	260	33	19		670	528.81		
搬出期間（ヶ月）	36		カラマツNA	生立木	低質材		42						42	5.15		
契約関係	官行造林															
民収分納入方法	振り込み															
法令制限、その他留意事項			N計			19	284	1,980	3,579	1,856	196	39	7,953	9,627.39		
保安林	－		アサダ	生立木	一般材				26				26	27.60		
自然公園	－		クリ	生立木	一般材			111	249	21			381	276.35		
砂防指定	－		サクラ	生立木	一般材				26				26	26.04		
車両制限	－		ミズナラ	生立木	一般材			26	42	26			94	68.76		
民地借用	－		ウダイカンバ	生立木	一般材				21				21	19.53		
延納	官収分のみ可		オニグルミ	生立木	一般材				85				85	60.94		
			コナラ	生立木	一般材				21				21	16.74		
			他L	生立木	低質材	371	1,643	2,026	310				4,350	1,130.97		
		L計			371	1,643	2,163	780	47			5,004	1,626.93			
		N・L計			390	1,927	4,143	4,359	1,903	196	39	12,957	11,254.32			

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		4-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級												
物件所在地	南郷島守官行造林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	2に林小班					10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地調査		スギ	生立木	一般材		19	724	2,328	1,296	95	19	4,481	6,138.26	38	25
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	19							19	0.57	10	7
面積（h a）	8.00		カラマツ	生立木	一般材			78	104	26			208	183.84	32	22
林 齢（年）	63		アカマツ	生立木	一般材				19		19		38	56.45	44	21
搬出期間（ヶ月）	36															
契約関係	官行造林															
民収分納入方法	振り込み															
法令制限、その他留意事項			N 計			19	19	802	2,451	1,322	114	19	4,746	6,379.12		
保安林	－		アサダ	生立木	一般材				26				26	27.60	40	20
自然公園	－		クリ	生立木	一般材			26	78				104	80.20	34	18
砂防指定	－		サクラ	生立木	一般材				26				26	26.04	40	19
車両制限	－		ミズナラ	生立木	一般材			26		26			52	39.58	34	19
民地借用	－		他 L	生立木	低質材		90	130					220	50.52	20	14
延納	官収分のみ可															

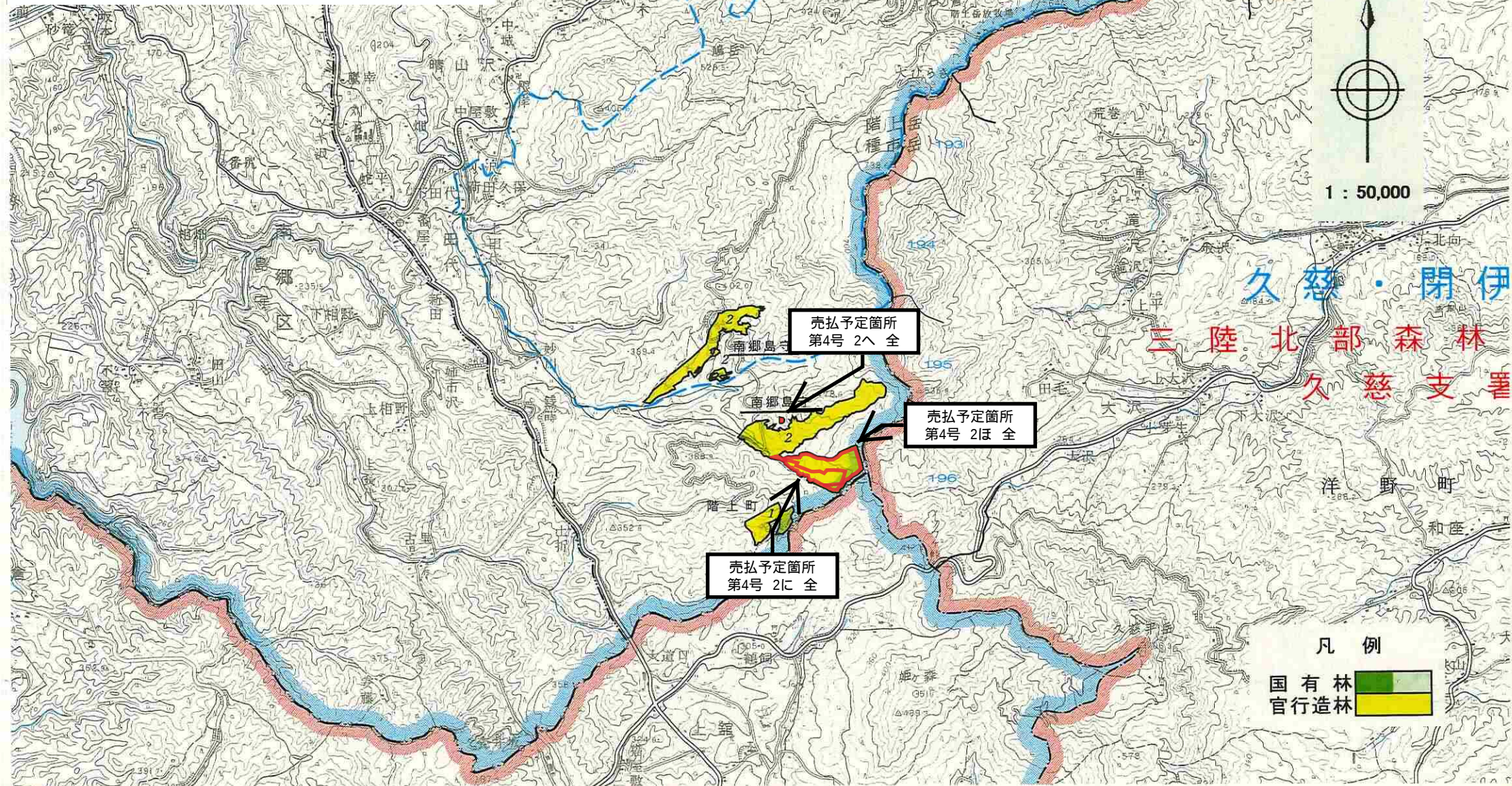
公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		4-2	特記事項		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級												
物件所在地	南郷島守官行造林		合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	2ほ林小班						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地調査			スギ	生立木	一般材			21	73	219	82	20	415	954.04	46	29
伐採方法	皆伐			アカマツ	生立木	一般材		39	319	233	29			620	460.44	30	21
面積 (h a)	13.38			カラマツ	生立木	一般材		176	770	799	278			2,023	1,758.16	32	21
林齢 (年)	63			カラマツNA	生立木	低質材		42						42	5.15	14	15
搬出期間 (ヶ月)	36																
契約関係	官行造林																
民収分納入方法	振り込み																
法令制限、その他留意事項				N 計				257	1,110	1,105	526	82	20	3,100	3,177.79		
保安林	－			ウダイカンバ	生立木	一般材				21				21	19.53	36	21
自然公園	－			オニグルミ	生立木	一般材				85				85	60.94	32	19
砂防指定	－			クリ	生立木	一般材			85	171	21			277	196.15	32	19
車両制限	－			コナラ	生立木	一般材				21				21	16.74	34	20
民地借用	－			ミズナラ	生立木	一般材				42				42	29.18	32	20
延納	官収分のみ可			他L	生立木	低質材	364	1,539	1,892	310				4,105	1,077.75	22	14

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

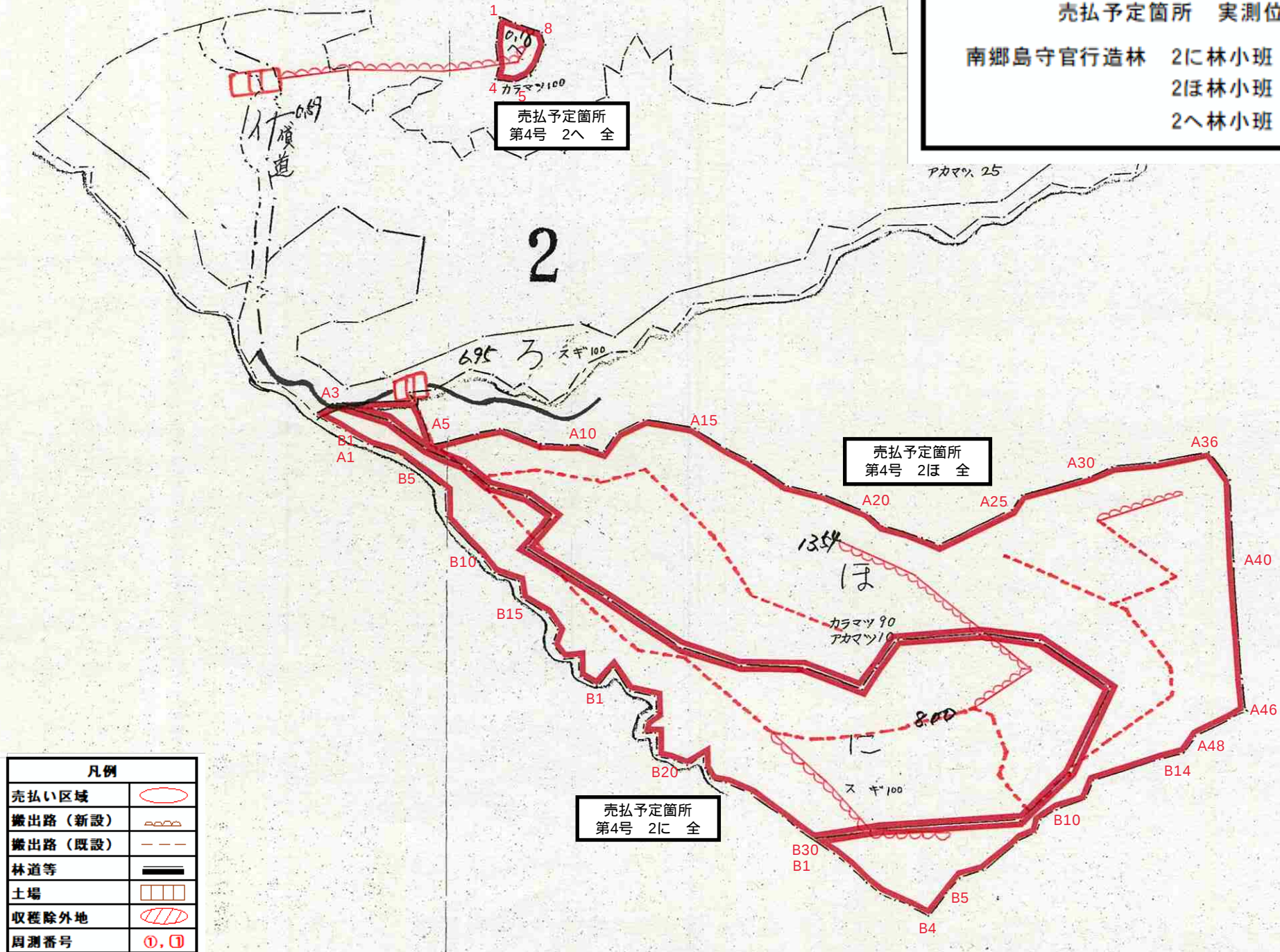
物件番号		4-3	特記事項		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南郷島守官行造林		合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数								計		平均	
	2へ林小班						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	標準地調査			アカマツ	生立木	一般材				8	4			12	11.92	38	21	
伐採方法	皆伐			カラマツ	生立木	一般材			8	68	15	4			95	58.56	28	21
面積（h a）	0.18																	
林齢（年）	63																	
搬出期間（ヶ月）	36																	
契約関係	官行造林																	
民収分納入方法	振り込み																	
法令制限、その他留意事項				N 計					8	68	23	8			107	70.48		
保安林	－			他L	生立木	低質材	7	14	4					25	2.70	14	11	
自然公園	－																	
砂防指定	－																	
車両制限	－																	
民地借用	－																	
延納	官収分のみ可																	
			</															

2に	全
2ほ	全
2へ	全



三八上北森林管理署
令和2年度 立木資格付一般競争入札
売払予定箇所 実測位置図

南郷島守官行造林	2に林小班	全	8.00ha
	2ほ林小班	全	13.38ha
	2へ林小班	全	0.18ha



公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	5	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	遠瀬深山国有林 502る1林小班	1. 本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 3. 本売払い物件は、保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林にかかる場合も同様とする。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数							計		平均		
	10cm					12cm	22cm	32cm	42cm	52cm	62cm	本数	材積	径級	樹高		
調査方法	直径毎木法		以下	～20	～30	～40	～50	～60	以上	(本)	(m3)	(cm)	(m)				
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	一般材		526	340	190	56	11	1	1,124	612.35	24	18	
面積（ha）	9.34		ヒバ	生立木	一般材		12	2	2				16	3.42	20	11	
林齢（年）	65		カラマツ	生立木	一般材		149	376	193	14	2		734	487.23	28	22	
搬出期間（ヶ月）	36		アカマツ	生立木	一般材			1	5				6	6.12	32	24	
契約関係	分収造林		スギ	生立木	低質材	139	4						143	3.49	8	6	
民収分納入方法	振り込み		ヒバNA	生立木	低質材	43	78	9					130	10.58	12	9	
			カラマツNA	生立木	低質材	1	53	36	2	1			93	32.85	20	20	
			アカマツNA	生立木	低質材			1	4				5	4.21	32	22	
			N計				183	822	765	396	71	13	1	2,251	1,160.25		
			ブナ	生立木	一般材			45	37	5			87	60.72	30	21	
			クリ	生立木	一般材			1	1				2	1.40	30	21	
			ミズナラ	生立木	一般材			155	57	5			217	121.73	28	20	
			サウグルミ	生立木	一般材			15	21	14	5		55	65.59	38	23	
			ウダイカンバ	生立木	一般材			88	48	5			141	89.27	30	20	
			ドロノキ	生立木	一般材			2	2	1			5	3.62	32	20	
			カツラ	生立木	一般材			4	5		1		10	8.14	34	20	
			ホオノキ	生立木	一般材			124	90	6			220	146.19	30	20	
			サクラ	生立木	一般材			30	8	1			39	20.11	28	19	
			イタヤカエデ	生立木	一般材			11	4				15	7.53	28	19	
			トチノキ	生立木	一般材			11	12				23	15.57	30	20	
			シナノキ	生立木	一般材			7	11	2			20	16.22	34	20	
			アサダ	生立木	一般材				1				1	0.91	36	21	
			センノキ	生立木	一般材			8	3	1	1	1	14	11.77	34	20	
			ニレ	生立木	一般材				1				1	1.86	50	23	
			他L	生立木	一般材			33	12	3		1	49	32.13	30	20	
			他L	生立木	低質材	2,395	3,180	767	51	3	5		6,401	854.68	14	13	
			L計				2,395	3,180	1,301	364	46	12	2	7,300	1,457.44		
			計				2,578	4,002	2,066	760	117	25	3	9,551	2,617.69		

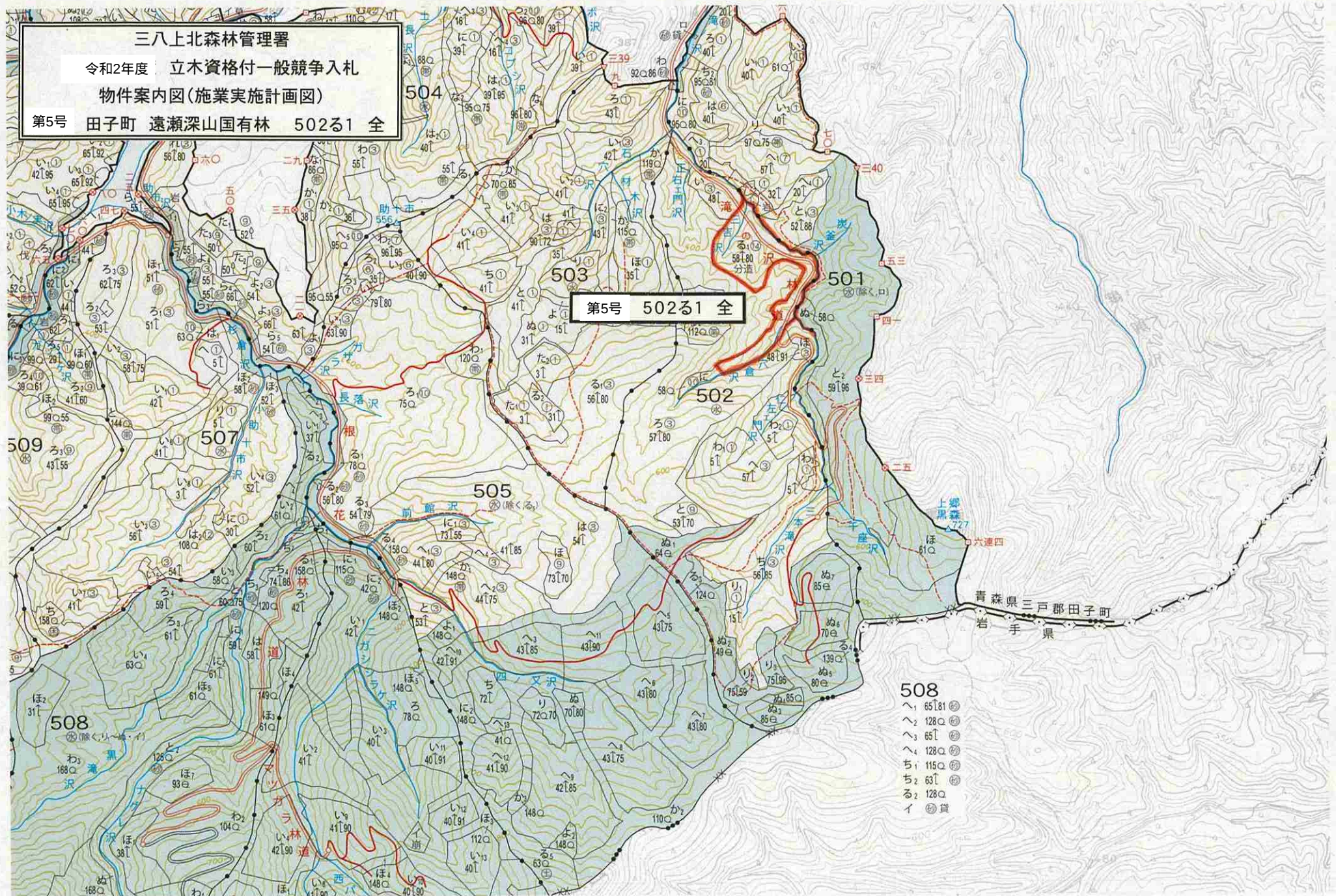
三八上北森林管理署

令和2年度 立木資格付一般競争入札

物件案内図(施業実施計画図)

第5号 田子町 遠瀬深山国有林 502る1 全

第5号 502る1 全



三八上北森林管理署

令和2年度 立木資格付一般競争入札

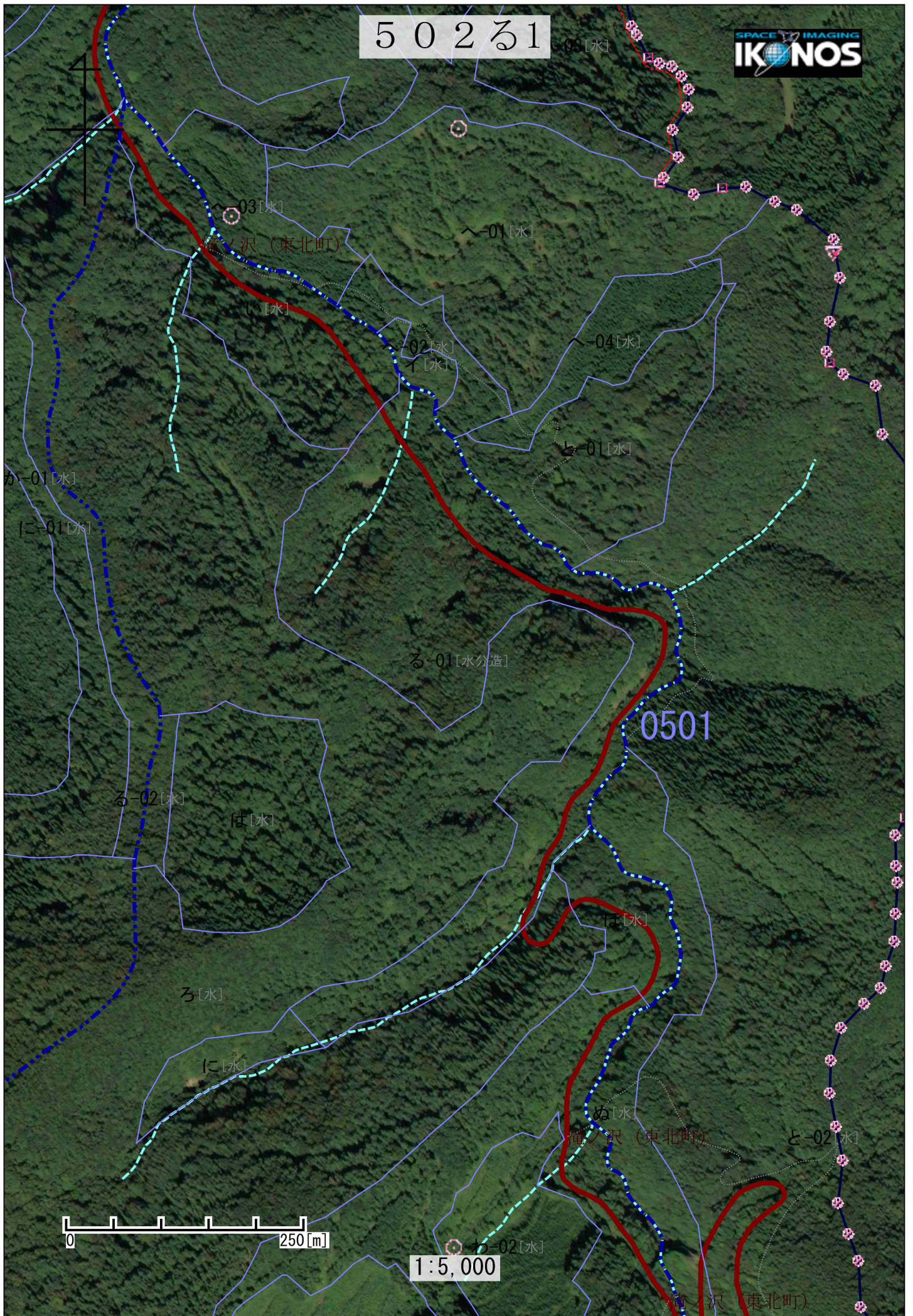
売払予定箇所 実測位置図

第5号 遠瀬深山国有林 502る1林小班 全 9.34ha

売払予定箇所
第5号 502る1 全

凡例	
売払い区域	
搬出路(新設)	
搬出路(既設)	
林道等	
土場数	
収穫除外地	
周測番号	

5 0 2 る 1



公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	6（合算）	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	東天間館国有林 1407ほ1林小班外	1. 本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。	樹種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 （本）	材積 （m3）	径級 （cm）	樹高 （m）
調査方法	直径毎木法	2. 本売払い物件は皆伐林分であり、区域内縁木のみに極印を押印し、立木に白色チョーク等で表示している。売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。	スギ	生立木	一般材		17,527	7,649	1,473	132	4		26,785	7,272.50		
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	4,260							4,260	149.20		
面積（ha）	19.84	3. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。	ヒバ	生立木	一般材	1	18	9	2				30	7.89		
林齢（年）	47		アカマツ	生立木	一般材			15	79	25				119	52.41	
搬出期間（ヶ月）	36	4. 本売払い物件の伐採搬出にあたり沢を渡る場合に、河川の水質を汚濁しないよう防止措置を講ずること。	トドマツ	生立木	一般材				1				1	1.07		
契約関係	分収造林		ヒバNA	生立木	低質材	25	36	13	2	1			77	11.92		
民収分納入方法	振り込み		アカマツNA	生立木	低質材	36	169	90	15				310	65.39		
			N計			4,322	17,765	7,840	1,518	133	4		31,582	7,560.38		
法令制限、その他留意事項			ブナ	生立木	一般材			2	2	4	2		10	11.88		
保安林	水源涵養		クリ	生立木	一般材			6					6	1.85		
自然公園	－		ミズナラ	生立木	一般材			7	8	7	1		23	18.98		
砂防指定	－		サワグルミ	生立木	一般材				9	5			14	10.01		
車両制限	－		オニグルミ	生立木	一般材			1					1	0.37		
民地借用	－		ドロノキ	生立木	一般材			1					1	0.21		
延納	官収分のみ可		カツラ	生立木	一般材			5	1				6	2.66		
			ホオノキ	生立木	一般材			10					10	3.86		
			イタヤカエデ	生立木	一般材			1		1			2	1.28		
			トチノキ	生立木	一般材				2	2			4	4.17		
			シナノキ	生立木	一般材			4	1	1			6	3.33		
			他L	生立木	一般材			16	2				18	6.29		
			他L	生立木	低質材	1172	391	21	8				1,592	65.75		
			L計			1,172	391	74	33	20	3		1,693	130.64		
			計			5,494	18,156	7,914	1,551	153	7		33,275	7,691.02		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		6-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級												
物件所在地	東天間館国有林 1407ほ1林小班	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木法		スギ	生立木	一般材		7,558	4,046	612	28	1		12,245	3,328.06	20	14
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	1,642							1,642	63.11	8	10
面積（h a）	9.39		ヒバ	生立木	一般材	1	18	5	2				26	6.14	20	12
林齢（年）	47		アカマツ	生立木	一般材		9	41	19				69	30.99	26	15
搬出期間（ヶ月）	36		トドマツ	生立木	一般材				1				1	1.07	38	20
契約関係	分収造林		ヒバN A	生立木	低質材	17	26	7	2	1			53	8.83	16	11
民収分納入方法	振り込み		アカマツN A	生立木	低質材	32	121	67	10				230	48.10	18	12
			N 計			1,692	7,732	4,166	646	29	1		14,266	3,486.30		
法令制限、その他留意事項			ブナ	生立木	一般材			2	1	3	2		8	9.86	42	19
保安林	水源涵養		クリ	生立木	一般材			1					1	0.30	26	13
自然公園	－		ミズナラ	生立木	一般材			7	7	7	1		22	18.43	38	17
砂防指定	－		サワグルミ	生立木	一般材			1	2				3	2.53	34	20
車両制限	－		ドロノキ	生立木	一般材			1					1	0.21	24	11
民地借用	－		カツラ	生立木	一般材			2	1				3	1.52	26	18
延納	官収分のみ可		ホオノキ	生立木	一般材			5					5	1.91	26	15
			イタヤカエデ	生立木	一般材			1					1	0.37	26	16
			トチノキ	生立木	一般材				1	1			2	2.23	44	18
			シナノキ	生立木	一般材			1	1	1			3	2.52	36	18
			他L	生立木	一般材			7	2				9	3.41	26	15
			他L	生立木	低質材	673	188	11	5				877	32.35	10	7
			L 計			673	188	39	20	12	3		935	75.64		
			計			2,365	7,920	4,205	666	41	4		15,201	3,561.94		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		6-2	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	東天間館国有林 1407ほ2林小班		合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下	12cm ～20					22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
調査方法	直径毎木法			スギ	生立木	一般材		9,969	3,603	861	104	3		14,540	3,944.44	20	14
伐採方法	皆伐			スギ	生立木	低質材	2,618							2,618	86.09	8	7
面積（h a）	10.45			ヒバ	生立木	一般材			4					4	1.75	26	17
林齢（年）	47			アカマツ	生立木	一般材		6	38	6				50	21.42	26	16
搬出期間（ヶ月）	36			ヒバNA	生立木	低質材	8	10	6					24	3.09	16	10
契約関係	分収造林			アカマツNA	生立木	低質材	4	48	23	5				80	17.29	18	13
民収分納入方法	振り込み			N計			2,630	10,033	3,674	872	104	3		17,316	4,074.08		
法令制限、その他留意事項				ブナ	生立木	一般材				1	1			2	2.02	42	18
保安林	水源涵養			クリ	生立木	一般材			5					5	1.55	24	15
自然公園	－			ミズナラ	生立木	一般材				1				1	0.55	36	13
砂防指定	－			サワグルミ	生立木	一般材			8	3				11	7.48	30	20
車両制限	－			オニグルミ	生立木	一般材			1					1	0.37	28	14
民地借用	－			カツラ	生立木	一般材			3					3	1.14	26	16
延納	官収分のみ可			ホオノキ	生立木	一般材			5					5	1.95	26	16
				イタヤカエデ	生立木	一般材					1			1	0.91	42	16
				トチノキ	生立木	一般材				1	1			2	1.94	40	17
				シナノキ	生立木	一般材			3					3	0.81	22	15
				他L	生立木	一般材			9					9	2.88	24	14
				他L	生立木	低質材	499	203	10	3				715	33.40	10	8
				L計			499	203	44	9	3	0	0	758	55.00		
				計			3,129	10,236	3,718	881	107	3	0	18,074	4,129.08		

三八上北森林管理署

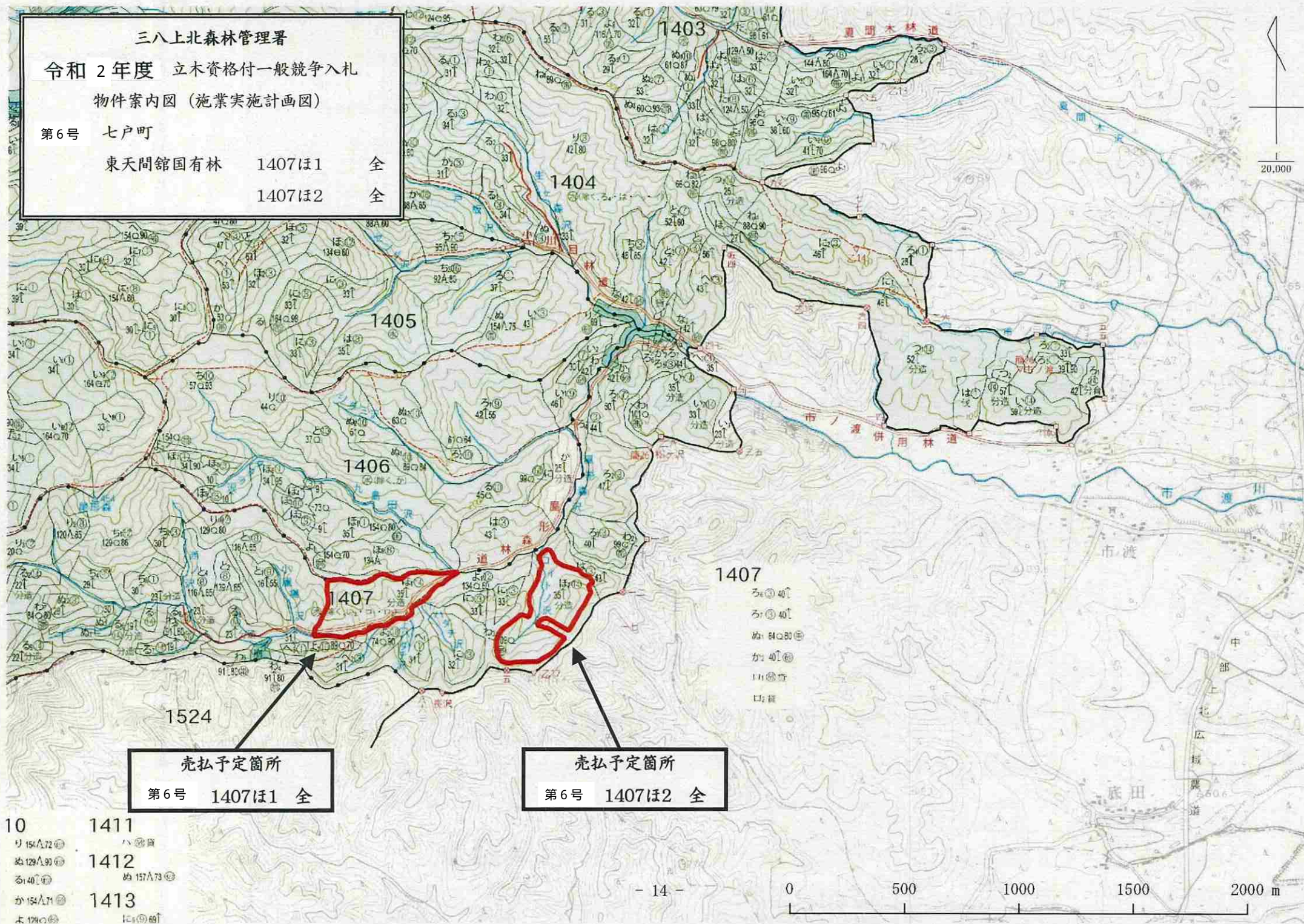
令和2年度 立木資格付一般競争入札

物件案内図（施業実施計画図）

第6号 七戸町

東天間館国有林 1407は1 全

1407は2 全



三八上北森林管理署

令和2年度 立木資格付一般競争入札

売払予定箇所 実測位置図

東天間館国有林 1407ほ1林小班 全 9.39 ha

1407ほ2林小班 全 10.45 ha

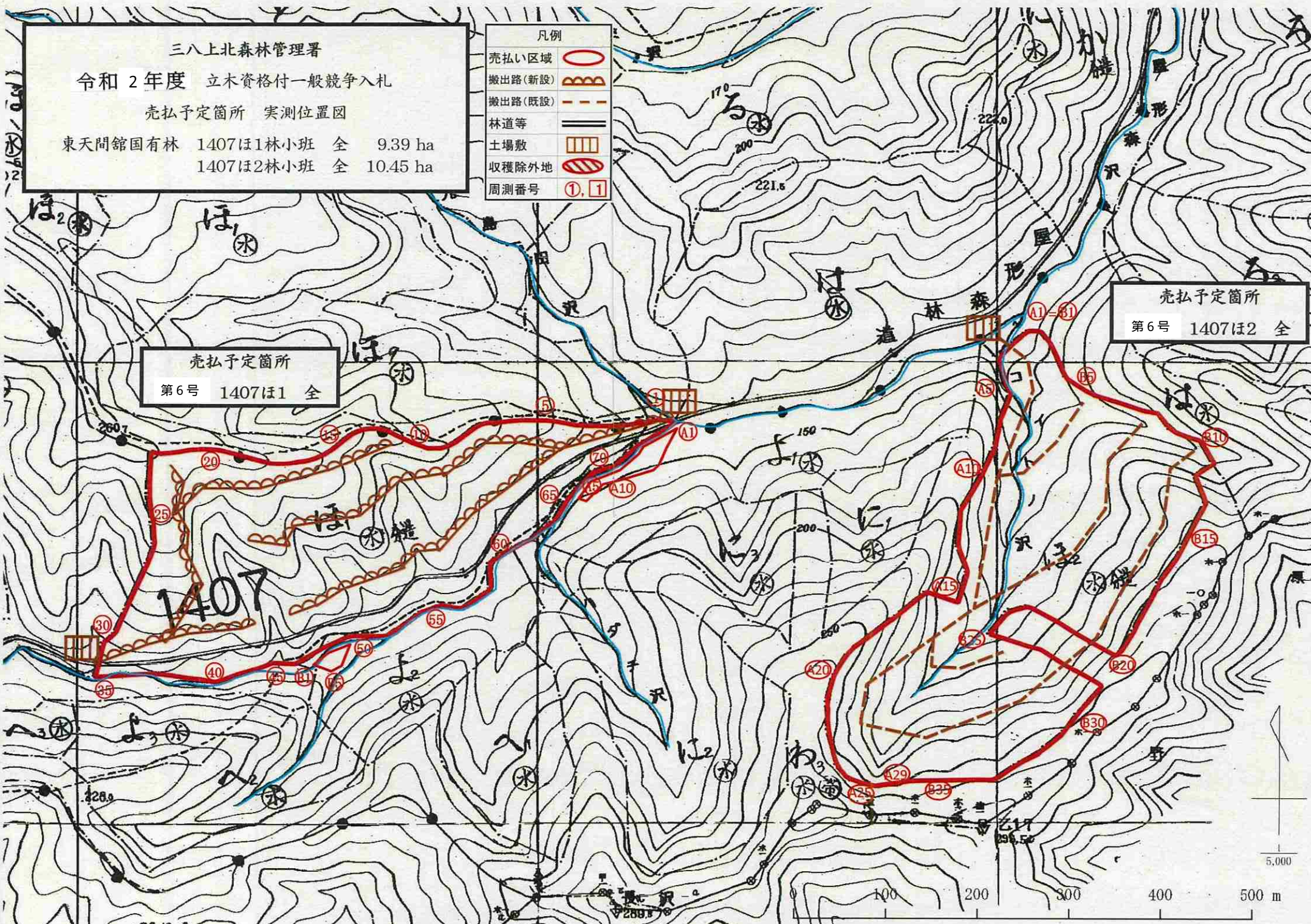
凡例	
売払い区域	
搬出路(新設)	
搬出路(既設)	
林道等	
土場敷	
収穫除外地	
周測番号	①, ①

売払予定箇所

第6号 1407ほ1 全

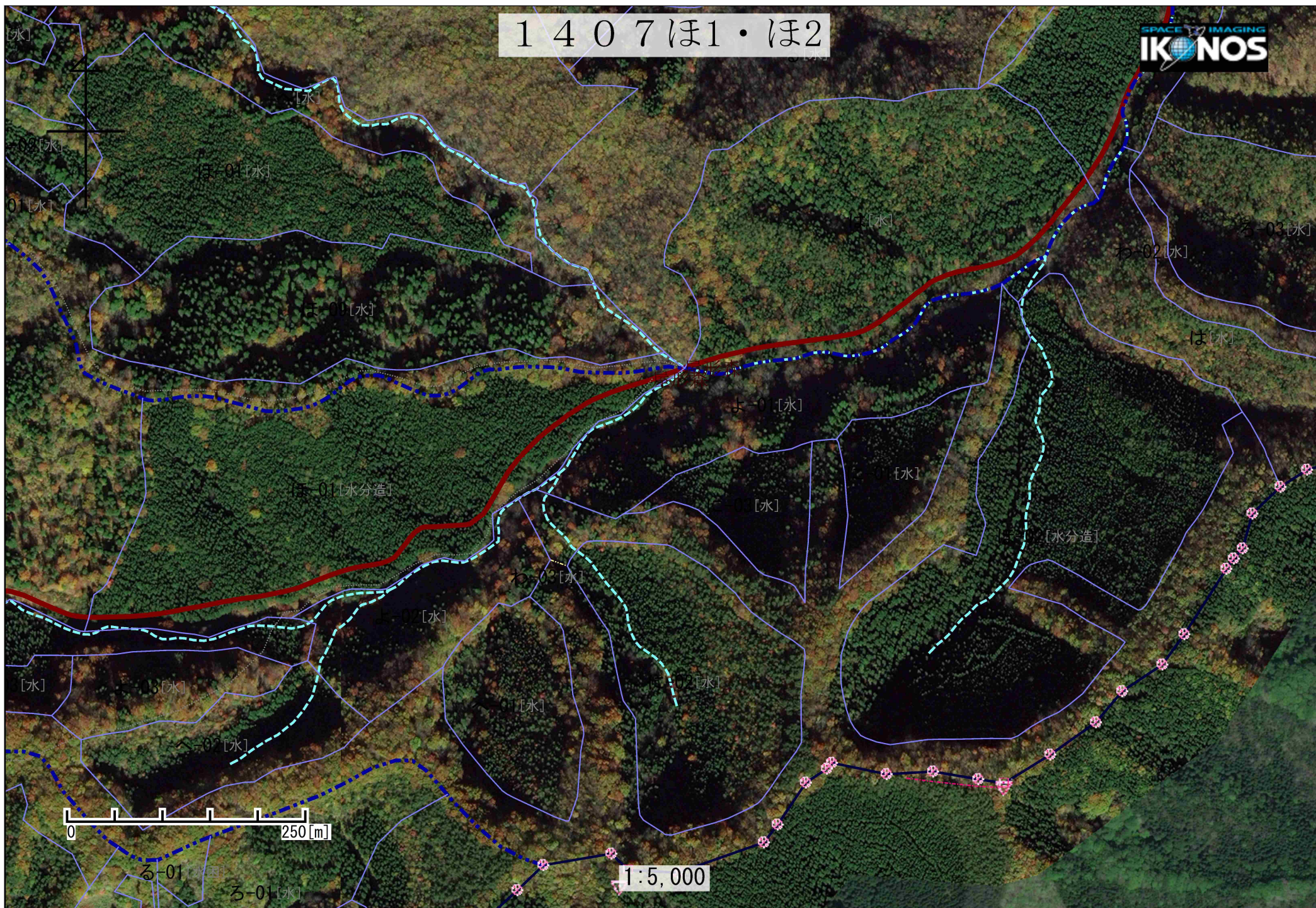
売払予定箇所

第6号 1407ほ2 全



1 4 0 7 ほ1・ほ2

SPACE IMAGING
IKONOS



公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		7（合算）	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
物件所在地	七戸深山国有林 1506か1林小班外	調査方法	直径毎木法	伐採方法	皆伐	面積（h a）	17.49	林齢（年）	48	搬出期間（ヶ月）	36	契約関係	分収造林	民収分納入方法	振り込み			法令制限、その他留意事項	保安林	水源涵養	自然公園	－	砂防指定	○	車両制限	－	民地借用	－	延納	官収分のみ可																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	7-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	七戸深山国有林 1506か1林小班	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木法		スギ	生立木	一般材		7,985	6,236	1,258	128	11	2	15,620	5,805.99	22	17
伐採方法	皆伐		スギ（外）	生立木	低質材	663							663	21.64	8	9
面積（h a）	14.89		アカマツ	生立木	一般材		25	137	50				212	94.04	26	15
林齢（年）	48		トドマツ	生立木	一般材			1					1	0.50	26	20
搬出期間（ヶ月）	36		アカマツNA	生立木	低質材		312	199	20				531	128.13	20	14
契約関係	分収造林		N計			663	8,322	6,573	1,328	128	11	2	17,027	6,050.30		
民収分納入方法	振り込み		ブナ	生立木	一般材			3	1				4	2.28	30	18
			クリ	生立木	一般材			4	1				5	2.20	26	16
法令制限、その他留意事項			ミズナラ	生立木	一般材			3					3	0.90	24	15
保安林	水源涵養		コナラ	生立木	一般材			1					1	0.46	28	17
自然公園	－		サワグルミ	生立木	一般材			1					1	0.30	24	15
砂防指定	－		オニグルミ	生立木	一般材				1				1	0.96	38	20
車両制限	－		ホオノキ	生立木	一般材			9	3				12	5.24	26	16
民地借用	－		サクラ	生立木	一般材			1					1	0.24	22	14
延納	官収分のみ可		イタヤカエデ	生立木	一般材				1				1	0.66	34	17
			トチノキ	生立木	一般材			1					1	0.37	26	16
			センノキ	生立木	一般材			1					1	0.37	26	16
			他L（外）	生立木	低質材	1,212	796	89	5	1			2,103	151.40	12	11
			L計			1,212	796	113	12	1	0	0	2,134	165.38		
			計			1,875	9,118	6,686	1,340	129	11	2	19,161	6,215.68		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	7-2	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	七戸深山国有林 1506か2林小班	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木法		スギ	生立木	一般材		1,443	982	160	10			2,595	867.24	20	16
伐採方法	皆伐		スギ（外）	生立木	低質材	242							242	7.37	8	8
面積（h a）	2.47		アカマツ	生立木	一般材			2					2	1.01	28	17
林齢（年）	48		アカマツNA	生立木	低質材	1	58	11	2				72	11.77	16	12
搬出期間（ヶ月）	36		N計			243	1,501	995	162	10			2,911	887.39		
契約関係	分収造林		ブナ	生立木	一般材			1					1	0.46	28	17
民収分納入方法	振り込み		サワグルミ	生立木	一般材			2					2	0.99	26	21
			ホオノキ	生立木	一般材			1					1	0.36	24	18
法令制限、その他留意事項			他L（外）	生立木	低質材	172	186	21					379	27.18	12	10
保安林	水源涵養		L計			172	186	25					383	28.99		
自然公園	—															
砂防指定	—															
車両制限	—															
民地借用	—															
延納	官収分のみ可															

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		7-3	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地		七戸深山国有林 1506か3林小班	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
							10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法		直径毎木法		スギ	生立木	一般材		59	30	7				96	32.46	20	17
伐採方法		皆伐		スギ（外）	生立木	低質材	54							54	1.51	8	9
面積（h a）		0.13		N計			54	59	30	7				150	33.97		
林齢（年）		48															
搬出期間（ヶ月）		36															
契約関係		分収造林		L計										0	0.00		
民収分納入方法		振り込み															
法令制限、その他留意事項																	
保安林	水源涵養																
自然公園	－																
砂防指定	○																
車両制限	－																
民地借用	－																
延納	官収分のみ可																

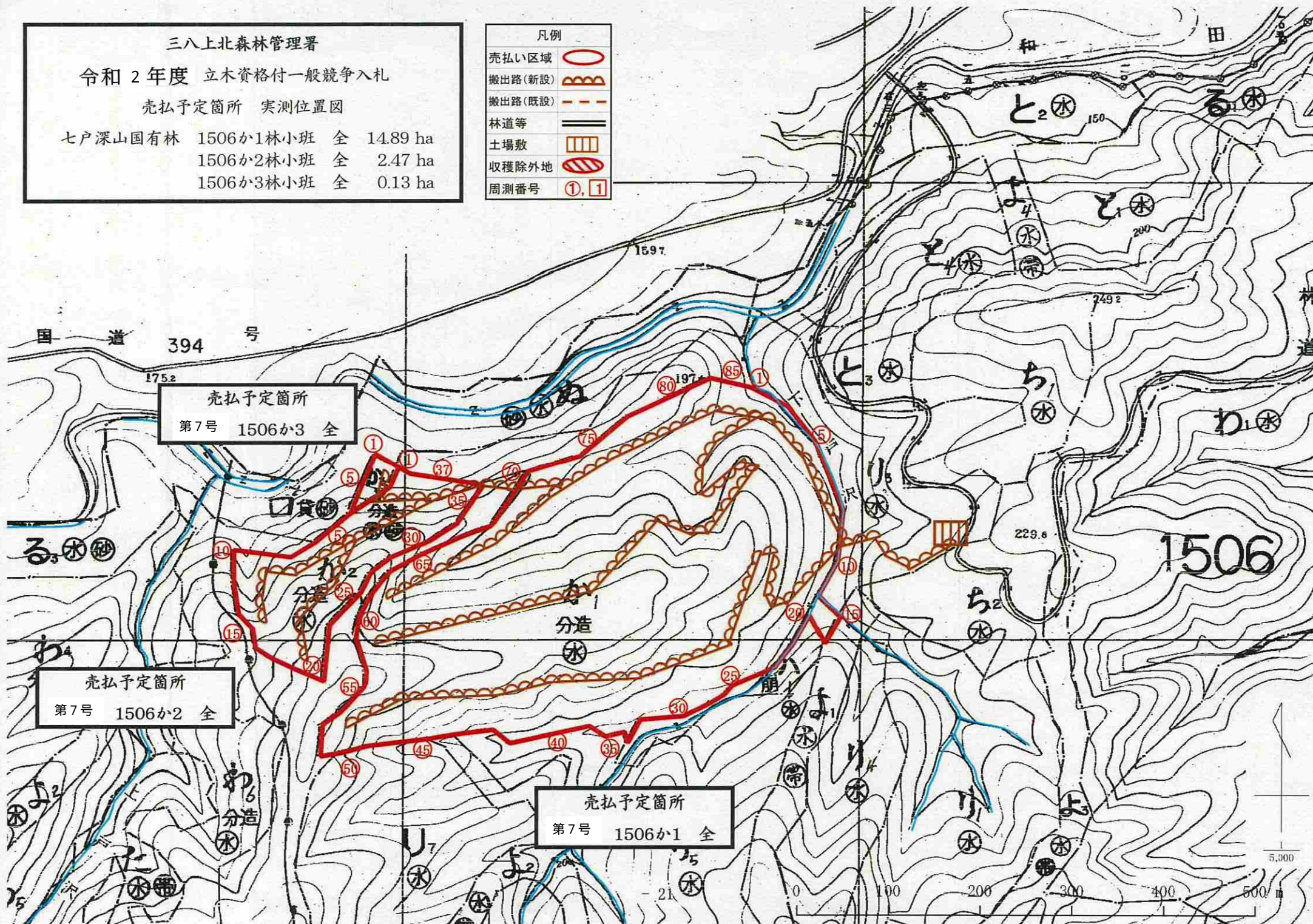
三八上北森林管理署

令和2年度 立木資格付一般競争入札

売払予定箇所 実測位置図

七戸深山国有林	1506か1林小班	全	14.89 ha
	1506か2林小班	全	2.47 ha
	1506か3林小班	全	0.13 ha

凡例	
売払い区域	
搬出路(新設)	
搬出路(既設)	
林道等	
土場敷	
収穫除外地	
周測番号	



1 5 0 6 か1・か2・か3

SPACE IMAGING
IKONOS

